

報道出版者に与えられた著作隣接権をめぐる Google とフランス報道出版者との枠組合意

弁護士 井奈波 朋子

第1 はじめに

2021年1月21日、Google France とフランスの一般報道同盟¹ (Alliance de la presse d'information générale 以下、「APIG」という) との間において、プラットフォーム上における記事利用に関し枠組合意 (以下「枠組合意」という) が成立した、との報道がされた。

ただし、この枠組合意は、Google と一部の報道出版者間において成立したものであり、一部の報道出版者はいまだ係争中で、全面解決に至っているわけではない。

以下では、枠組合意に至るまでの紛争の経緯および法的な背景について解説する。

第2 枠組合意に至る経緯

1 著作隣接権の導入

2019年4月17日、欧州において「デジタル単一市場における著作権および関連権ならびに指令 96/9/EC および 2001/29/EC を修正する 2019年4月17日欧州議会および欧州理事会指令 (EU) 2019/790」²が成立した (以下「DSM 指令」という)。DSM 指令は、報道出版者に、所定の記事利用に対する著作隣接権 (以下、「報道出版者隣接権」という) を与えることを定めた。

2019年7月24日、フランスは、DSM 指令が定めた報道出版者隣接権部分を国内法化する法律である「報道通信社および報道出版者に著作隣接権を創設する 2019年7月24日法律 2019-775 号」³ (以下、単に「法」という) を、欧州連合域内で最初に成立させ、同法は同年10月24日に施行された。

2 導入に対する Google の対応

法施行前の 2019年9月25日、Google は、一方的に、検索エンジンにおける報道記事の検索結果表示の取扱いを変更すると公表した。

公表によれば、Google は、そのサービス上で、画像 (サムネイル) や説明文 (スニペット) などは表示せず、コンテンツのタイトルとリンクのみを表示することを決定するとともに、従前どおりの表示を継続することの条件として、報道出版者に対し、あらかじめ対価を放棄することを求めた。つまり、Google は、無償でのコンテンツを利用し続けることを拒否した報道出版者のコンテンツを、検索結果の表示において劣後するよう、一方的に取り決めて公表した。後日、報道出版者は、Google の当該行為を支配的地位の濫用に該当すると主張した。

Google の公表を受けて、相当数の報道出版者が、Google との間で、交渉もないまま、コンテンツを無償で、かつ分量的に無制限で掲載することを受諾し、法施行前より不利な条件

を甘受する結果となった。

3 報道出版者の対抗措置

上記の対応を受け、同年 11 月 15 日および同月 19 日、報道出版者側は、Google に対し、競争委員会に、市場支配的地位の濫用であることの確認と報道出版者との誠実な交渉を求める保全措置を申立てた。2020 年 4 月 9 日、競争当局は、報道出版者側の申立てを認め、保全措置⁴を命じた。

これに対し、Google は、パリ控訴院に異議を申し立てた。同年 10 月 8 日、控訴院は、競争委員会が命じた保全措置の内容ほぼ全てを維持する判決を下した。

なお、競争委員会には、本案の申立てが係属中である。

4 枠組合意の概略

2021 年 1 月 21 日に成立した枠組合意には、このように報道出版者隣接権の導入と競争法上の保全措置が背景にあった。

枠組合意の内容自体は公表されていないが、APIG の発表⁵によると、概略、次のとおりである。①Google は、APIG のメンバーとの間で、「政治的および一般的情報」(Information politique et générale の頭文字をとって IPG と略される)に関する記事について、個別にライセンス交渉を行う。②これらの個別合意には、著作隣接権料を含み、加えて、Google によって導入された News Showcase と称する報道記事の新たなライセンスプログラム(これにより読者は、豊富なコンテンツへのアクセスができるようになる)との利点があるとされる)へのアクセスを認めることを含む。③Google は、報道出版者に対し、記事利用に対して報酬を支払うことになるが、その報酬は、個別に計算され、金額は、政治的および一般的情報への貢献度、日常的な記事の量または月々のインターネット視聴などの基準により定められる。

5 フランス国内における報道出版者の状況

APIG の会員でもあるフィガロ紙、ルモンド紙など一部の大手新聞社は、枠組合意に先立つ 2020 年 11 月、Google との間で、個別合意を成立させた。報道によれば、この個別合意は、①新たに電子版定期購読者を獲得するための Subscribe with Google (SWG) というツールを利用した報道出版者に対する技術支援、②News Showcase のグローバルライセンスへのアクセス、を内容とするが、報酬の取り決めがされたかどうかは明確ではない。

他方、枠組合意にも参加することなく、抵抗を続けているグループが存在する。枠組合意成立と時を同じくして、SEPM⁶ (Syndicat des éditeurs de la presse magazine 雑誌出版者組合) と FNPS (Fédération Nationale de la Presse d'information Spécialisée 専門情報誌連盟)⁷は、それぞれ声明を発表した。その内容は、いずれも枠組合意を批判するものであり、Google との交渉を継続する意思を表明した。また、AFP 通信は APIG の会員では

なく、交渉を継続中である。

枠組合意後の 2021 年 2 月 12 日、Google は、フランスの報道出版者らに対し、7600 万ドルを支払い、紛争を終わらせることを合意したと報道⁸されている。その内訳は、個別ライセンスを締結することになる事業者に対し、3 年間にわたり毎年合計 2200 万ドル、加えて、隣接権をめぐる現在または将来のすべての訴訟に終止符をうつことの和解金として合計 1000 万ドルである。たとえば、ルモンド誌は、毎年、130 万ドルを確保できると言われている。ただし、AFP 通信は、独自に訴訟を継続している模様であり、報道出版者と Google 間の紛争が全面解決したわけではない。

6 枠組合意に対する評価

このように Google との合意組と係争継続組に分かれているため、枠組合意に対する評価も分かれている。

枠組合意の翌日に公表された文化省の報道発表⁹によれば、枠組合意は、政治的および一般的情報の利用に関する合意であるが、報道出版者隣接権は権利の対象となるコンテンツをそのように限定していないこと、Google だけではなく他のプラットフォームも、DSM 指令と法に従って著作隣接権料を支払うべきことが指摘され、枠組合意はその第一歩に過ぎないとの見解である。さらに、受領した報酬は、ジャーナリストその他記事に含まれる著作物の著作者に対する適切かつ衡平な分配の対象となることも指摘されている。

これに対し、枠組合意に参加しなかった FNPS は、枠組合意が、DSM 指令に存在しない政治的および一般的情報という枠組を用い、報酬の対象を制限したもので、Google の違法な立場が書面化されたただけであると強く批判している。

7 対象の記事

報道出版者が、競争委員会に対して、市場支配的地位の濫用を構成すると主張した Google の行為は、検索結果の表示を継続する条件として、無償で記事を再録することに合意するよう、報道出版者との交渉もないまま、一方的に告知した行為である。Google の検索結果の表示は、次の【資料】のような表示¹⁰である。

そもそも、このような表示は、DSM 指令が報道出版者隣接権の適用除外と定める「非常に短い抜粋」に該当するのではないかと考えられる。そうであれば、紛争は起きないようにも思えるが、そこはフランスである。そこで法的な背景を紐解いていきたい。

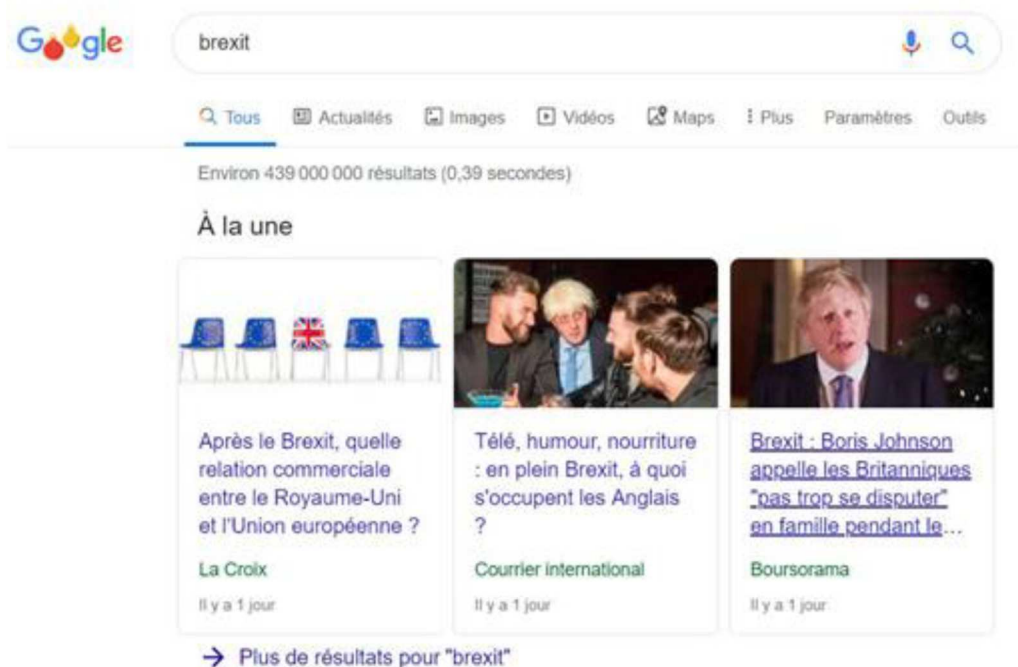
【資料】

Capture d'écran - Google Search - Snippets

The image shows a Google search interface with the search term 'brexit' in the search bar. Below the search bar, four search results are displayed, each with a blue box highlighting a snippet of text. The results are:

- Brexit - Wikipedia**
<https://en.wikipedia.org/wiki/Brexit>
Brexit is the withdrawal of the United Kingdom (UK) from the European Union (EU). Following a June 2016 referendum, in which 51.9% voted to leave, the UK ...
- Brexit - latest news and updates on votes about EU deal - The ...**
<https://www.independent.co.uk/topic/brexit>
Brexit news from The Independent. All the latest news, comment and breaking stories as MPs vote on the UK's future relationship with the EU.
- What Is Brexit? A Simple Guide to Why It Matters and What ...**
<https://www.nytimes.com/interactive/world/europe/what-is-brexit>
Dec 13, 2019 - Britain has been haggling over how to withdraw from the European Union, the process known as **Brexit**, since Britons voted to do so in a ...
- Brexit Definition - Investopedia**
<https://www.investopedia.com/Investing/Markets/International/Markets>
Dec 13, 2019 - **Brexit** is an abbreviation for "British exit," referring to the U.K.'s decision in a June 23, 2016 referendum to leave the European Union (EU).

Capture d'écran – Google Search – Top Stories



第3 DSM 指令による報道出版者隣接権導入

1 報道出版者隣接権導入の背景

報道出版者隣接権は、報道出版者の投資の保護、および公の言論と民主主義社会の機能の保護を目的として導入された。

まず、報道出版者の投資の保護という点であるが、情報社会サービスプロバイダが、報道出版物を再利用し、収入源としている一方、報道出版物の出版者は、そのようなプロバイダから投資を回収することができない。報道記事のコンテンツについても、対価を得られないまま Google などのプロバイダに利用されている状況にあり、音楽についてのバリューギャップ問題と同様、一種のバリューギャップが生じている。その原因として、報道出版者が権利者として認められていないことが指摘され、出版者に対する権利を与えることによって得られる「財政的寄与は、出版業界の持続可能性を確保し、これにより信頼しうる情報の利用可能性を高める」(DSM 指令前文 55 項)と考えられた。

次に、「自由かつ多元的な報道」は、「公の言論および民主主義社会の機能に対し、基本的に寄与する」ものとされている(前文 54 項)。

2 権利の性質

DSM 指令前文 55 項は、「当該保護は、欧州議会および欧州理事会指令 (EU) 2015/1535 の意味¹¹における情報社会サービスプロバイダによるオンライン利用に関して、加盟国内で設立された出版者の報道出版物を複製しかつ公衆に利用可能にする著作隣接権を、EU 法に導入することによって、効果的に保証されなければならない」として、報道出版物の出版者に与えられる権利が、著作隣接権であることを明らかにしている。

3 権利の主体

権利主体は、「加盟国で設立された報道出版物の発行者」(DSM 指令 15 条 1 条第 1 段落)である。報道出版者隣接権は、報道出版者だけでなく、報道出版物を発行する報道通信社にも与えられる。つまり、「報道出版物の発行者」は、「出版者が本指令の意味における報道出版物を発行する場合、報道出版者または報道通信社のようなサービス提供者を含む」(前文 55 項)。また、「加盟国で設立された」とは、「加盟国内で設立され、および欧州連合域内に所在地の登録があるか、主たる管理事務所があるか、または主たる事業所がある出版者」である(同項)。

4 権利の客体

報道出版物とは、「報道の性質を有する文学の著作物から主に構成される集合物をいうが、それは他の著作物または保護対象物を包含する可能性もあるものであり、かつ、それは：(a) 新聞、一般誌または専門誌のように、単一の題号の下で定期的または規則的に最新版が刊行される出版物における個別単位を構成し；(b) ニュースまたは他のトピックに関連する情報を、一般大衆に提供することを目的とし；かつ、(c) サービス提供者の発意、編集責任および管理下で、あらゆる媒体により発行されるものをいう」(DSM 指令 2 条 4 項)。

前文では、「紙を含むあらゆる媒体で発行された報道出版物」とされ、例として、日刊新聞、週刊または月刊の一般誌または専門誌、情報サイトが挙げられている(前文 56 項)。文字によるものだけでなく、写真・映像も対象とされる(同項)。ただし、学術専門誌は、報道出版物から除外される(2 条 4 項)。

5 権利の内容

DSM 指令 15 条 1 条第 1 段落は、「加盟国は、加盟国で設立された報道出版物の発行者に対し、情報社会サービスプロバイダ¹²提供者による報道出版物のオンライン利用について、指令 2001/29/EC 第 2 条および第 3 条第 2 項に定める権利を与えなければならない」と定め、前文 57 項では、「本指令に基づき報道出版物の出版者に与えられる権利は、情報社会サービスプロバイダによるオンライン利用に関する限り、指令 2001/29/EC に定める複製権および公衆に利用可能とする権利と同じ適用範囲を有するものでなければならない」と説明される。報道出版者隣接権は、報道出版者に複製権および公衆に利用可能とする権利を与えるが、情報社会サービスプロバイダによるオンライン利用という利用形態に対して主張

できる、限定されたものである。その意味で、一般の著作権・著作隣接権と同様の対世効を有するわけではない。

報道出版者隣接権の保護期間は報道出版物の公表後 2 年とされ、公表の日の翌年の 1 月 1 日から起算される (15 条 4 項)。

なお、リンクを張る行為は、報道出版者隣接権の対象ではないことが確認された (15 条 1 項 3 文、前文 57 項)。さらに、個人の私的利用や非商業的な使用、個々の言葉の使用や極めて短い抜粋による使用には適用されない (15 条 1 項第 2・4 文、前文 58 項)。報道出版者隣接権は、「報道出版物において伝達される単なる事実に及ぶものではない」 (前文 57 項)。また、当該権利には、「指令 2001/29/EC に定める例外および制限に関する規定と同じ規定が適用され、当該指令の第 5 条第 3 項 (d) に定める批評またはレビューの目的による引用の場合の例外も含まれる」 (前文 57 項)。このように、DSM 指令は、報道出版者隣接権の付与が、ネット上での情報の共有を制約しないよう配慮する。

6 他の著作物との関係

DSM 指令 15 条 2 項は、「報道出版物中の著作物および他の保護対象物について、EU 法によって著作者および他の権利者に与えられた権利に何ら影響しない」こと、したがって、報道出版者隣接権は、「著作物または他の保護対象物が組み込まれた報道出版物から独立して、それらを利用する権利を権利者から奪うものではない」ことを明らかにする。つまり、著作権および他の著作隣接権と、重ねての保護が認められることになる。

さらに、「著作物または他の保護対象物が非独占的ライセンスに基づいて報道出版物に組み込まれている場合」、報道出版者隣接権は、「他の許諾された利用者による利用を禁止するために援用されてはならない」ことや「保護期間が終了している著作物またはその他の保護対象物の使用を禁止するために援用されてはならない」ことを定めている。

7 著作者への配慮

DSM 指令は、報道出版者および報道通信社にコンテンツを提供する個々の著作者へも配慮し、「加盟国は、報道出版物に組み込まれた著作物の著作者が、報道出版者が情報社会サービスプロバイダから報道出版物の利用により受領する収入の適切な一部を受領することを規定しなければならない」 (15 条 5 項) と定める。

第 4 フランスにおける国内法化

国内法化により、フランス知的財産法典第 2 編 (著作隣接権部分) 第 1 章に、新たに第 8 節として報道出版者および報道通信社の権利 (218-1 条ないし 218-5 条) が新設された。末尾に参考訳を掲載する。内容は、DSM 指令とほぼ同じであるため、以下は、特徴的な点を指摘する。

1 目的

報道出版者隣接権導入の目的は、DSM 指令と同様である。さらに、競争委員会は、保全措置決定において、一步踏み込んで、「オンライン公衆伝達サービスの行為者と報道出版者・報道通信社との間において、後者の有利に価値の分配を再定義するため、これらの間の衡平な交渉の条件を整備することを目的とする」と指摘した。

2 権利の主体

報道通信社および報道出版者である (218-2 条)。報道通信社および報道出版者は、報道出版物の発行・編集の管理と責任を負う者であることを要する (218-1 条 I、II)。

3 権利の客体

法は、権利の対象となる報道出版物の要件を具体的に定めている。保護される報道出版物は、①著作物または保護対象物の集合物であること、②単一の題号を有する定期刊行物または定期的にアップデートされる刊行物の中にあって一単位を構成するものであること。③出版物は、公衆に情報を提供する目的によるものであるが、これらの情報は必ずしも時事に関するものである必要はなく、④出版者の発意、編集責任および管理の下において、あらゆる媒体上で発行されるものである (218-1 条 I)。DSM 指令と同様、学術専門誌は、定期刊行物であっても、保護対象から除かれる (218-1 条 I)。

報道出版物は、あらゆる媒体上で発行されるものが対象となると規定されているが、218-2 条は、報道出版者隣接権の対象となる利用行為をオンラインに限定しているため、実際は、デジタル形式で発行された報道出版物だけが問題になると理解されている。

4 権利の内容

218-2 条は、オンライン公衆伝達サービスが、デジタル形式で、報道出版物の全部または一部を複製し、公衆伝達する前に、報道出版者または報道通信社の許諾を得ることを定める。フランスにおいては、DSM 指令と異なり、「公衆に対する伝達権」と定められているところが特徴的である¹³。報道出版者隣接権は、報道出版物のデジタル利用のみ許諾の対象とし、紙での利用は対象としない。

権利の存続期間は、報道出版物の最初の発行の日が続く歴年の 1 月 1 日から 2 年間である (211-4 条 V)。なお、DSM 指令の発行日より前に発行された報道出版物には、適用されない (同条 V)。

5 適用除外

①私的使用や引用など、著作隣接権に共通する例外が適用される (211-3 条)。

②ハイパーリンクを張る行為 (211-3-1 条 1 号)。欧州司法裁判所の判例¹⁴により、権利者の同意なくインターネット上で自由にアクセス可能とされた著作物へのリンクは、リンク

を張った者が違法性を知っていたか、知るべきであったとき等の場合には著作権侵害とされる。ただし、報道出版者隣接権に関しては、リンクを張るすべての行為を除外するものとされる。この点は、おそらく DSM 指令についても、同様に解釈されると考えられる。

③個別の語の使用や極めて短い抜粋 (211-3-1 条 2 号)。ただし、実効性を害さない場合に限り、極めて短い抜粋でも、報道出版物に置き換わるか、読者がそれを参照しなくてもすむ場合は、特に実効性を害するものとされる (211-3-1 条 2 号)。具体的事例へのあてはめにあたっては、見解が分かれるところとなり得る。

6 権利の利用

DSM 指令は、権利の実効性を確保する方法を明確にしていけないので、各国の裁量となる。フランスでは、権利を譲渡またはライセンスの対象となることを定める (218-3 条)。

報酬の定め方について詳細に規定している点が、フランス法の特徴である。報酬は、直接または間接のあらゆる性質の収入を基礎として算定される (218-4 条 1 項)。したがって、広告収入も含まれる。ただし、報酬が保証されるわけではなく¹⁵、市場支配的地位の濫用行為によらず、自由意思での合意であれば、無償もありうる。

さらに、報道出版者に支払うべき報酬の算定基準を例示し (同条 2 項)、①報道出版者および報道通信社による人的、物的および金銭的な投資、②政治的情報および一般的情報に対する報道出版の寄与、③オンライン公衆伝達サービスによる報道出版物の利用量、などの要素が考慮される。枠組合意で問題となった「政治的および一般的情報」は、報酬の算定基準として指摘されているのであって、報道出版者隣接権の客体である記事の一部を構成するにすぎない。

さらに、報酬算定のため、プロバイダは、報道出版者および報道通信社に対し、①それらのユーザーによる報道出版物の利用に関する情報、②本条 1 項にいう報酬とその分配の透明性ある評価に必要な他の全ての情報を提供しなければならない (218-4 条 3 項)。

7 ジャーナリストの立場

ジャーナリストが適正な対価を受けることを定めた DSM 指令 15.5 条をうけ、218-5 条 I は、ジャーナリストが 218-1 条にいう報酬の適正かつ衡平な一部を受け取る権利を有することを定める。ジャーナリストは著作者であるが、報道出版者隣接権の文脈では債権者であり、報酬請求権を有するのみである。報酬を受け取るための手続きについて、詳細に定められている点が特徴的である。

第 5 競争法に基づく保全措置

1 はじめに

(1) 保全措置命令の申立て

枠組合意に至る過程において、SPEM、APIG ら報道出版者および AFP 通信が申立人と

なり、Google に対し、申立人らとの誠実な交渉に入ることを命じるよう、競争委員会に競争法上の保全措置（フランス商法典 464-1 条）を申し立てた。

Google による記事の利用態様は前掲【資料】のとおりであるが、このような利用を継続する条件として Google が報道出版者らに無償のライセンスを通告した行為が、市場支配的地位の濫用（商法典 420-2 条 1 項および欧州連合機能条約 102 条）を構成すること、および経済的従属状態の濫用（商法典 420-2 条 2 項）を構成することが、申立ての実体法上の理由である。

競争委員会は、申立てに基づき必要な保全措置をとることができる（商法典 464-1 条 1 項）。

(2) 競争委員会の判断

競争委員会は、報道出版者の経済状況が脆弱であることを前提に、Google の行為は報道出版者からその活動の存続にとって重大な源を奪うものであることを理由として、保全措置の要件である重大かつ急迫の侵害を認め、そのうえで、フランスにおけるオンラインの一般検索市場において、Google が①不当な取引条件を課したこと、②異なる状況にある事業者を同一に扱うことにより差別的な取引条件を課したこと、③法を回避したことを理由として、市場支配的地位の濫用を構成しうると判断し、概略、3 か月の期間内に、保護されるコンテンツの再録に対する報酬について、競争委員会の監督のもと、報道出版者側と誠実な交渉をするように命じる保全措置命令¹⁶を下した。ただし、報酬を支払うことまでは求められていないので、交渉の結果としての合意であれば、無償でのライセンスの成立を排除するものではない。なお、経済的従属状態の濫用行為該当性については、本案で判断すべきとされた。

(3) 控訴院の判断

Google は、競争委員会の決定に対し、パリ控訴院に不服¹⁷を申し立てた。しかし、パリ控訴院は、保全措置決定第 5 条に若干の修正が加えたものの、競争委員会の決定をそのまま維持した。控訴院では、市場支配的地位の濫用を認定するにあたって、不当な取引条件を課したことのみに認めれば充分であるとの理由により、差別的取引条件と法の回避については判断していない。

2 市場支配的地位の濫用（商法典 420-2 条 1 項および欧州連合機能条約 102 条）

日本の独占禁止法に相当する規定（以下「競争法」という）は、フランス商法典第 4 編（410-1 条以下）に存在する。

市場支配的地位の濫用（420-2 条 1 項）¹⁸に関する規定は、次のとおりである。「420-1 条により、国内市場またはその実質的部分において支配的地位にある一企業または企業グループが、その支配的地位を濫用的に利用することは禁止される。特に、販売の拒絶、抱き合

わせ販売、差別的取引条件、取引の相手方が不当な取引条件に従わないことのみを理由とする取引関係の解消は、これらの濫用を構成しうる」。本条項にいう 420-1 条に定める条件とは、市場における競争作用を歪曲し、制限もしくは妨害することを目的とし、またはそのような効果を有する場合をいう。

不当な取引条件を課したことは、フランス競争法には例示されていないが、欧州連合機能条約（以下「TFEU」という）102 条第 2 項 (a) には、「不当な取引条件を直接的または間接的に課す行為」と例示されている。

欧州およびフランスにおいて、市場支配的地位の濫用に該当するか否かは、まず、関連市場を画定し、その市場において企業が市場支配的地位にあるか判断した上で、当該企業が関連市場において反競争行為を行っているかどうか、反競争行為と市場支配的地位との因果関係があるかどうか、によって判断される。

3 関連市場

(1) 関連市場の確定

関連市場は、2つの基準（製品市場と地理的市場）によってされる。

製品市場は、代替性が成り立つかどうかによって判断される。すなわち、製品の性質、価格および用途を理由として、消費者が代替性のあると考える商品またはサービスによって構成される。ただし、製品またはサービスにおいて、完全に代替性が認められることは稀であるから、需要者が同じ需要を満たすための代替的方法であると合理的に考えられる商品またはサービスは、代替的かつ同じ市場に存在するものとみなされる。代替性は、需要の側面からも、供給の側面からも判断される。

(2) 競争委員会および控訴院の判断

競争委員会は、一般検索サービスが、コンテンツプロバイダ市場と SNS 市場とは区別されるとの前提で、一般検索サービス市場が関連市場であると画定し、その上で、一般検索サービス市場は、固定・モバイル端末双方で提供されるサービスを包含すると判断した。また、地理的市場については、一般検索サービスは、国内的かつ言語的基盤に依拠し、それを超えて活動を広げることには障壁があること等を理由として、フランスの市場であると判断した。

控訴院も同様、フランスにおける一般検索サービス市場が関連市場であると判断した。

4 Google の市場支配的地位

(1) 市場支配的地位の認定

市場支配的地位は、「その競争者、顧客および最終的には消費者との関係で、相当な範囲において、独立して行為できる可能性が与えられていることにより、関連市場において、有効競争の維持を妨げることができる、企業が保持する経済力の地位」であり、いくつかの要

因の組み合わせによって判断される¹⁹。マーケットシェアが、一つの重要な基準であり、50%のマーケットシェアは、それ自体で、支配的地位の存在を証するものとされる²⁰。

(2) 競争委員会および控訴院の判断

競争委員会は、Google のフランスにおける 1 ヶ月の検索数における市場占有率は、2019 年末で 90%であると認定し、一般検索サービス市場における 90%のマーケットシェアを有することから、市場支配的地位にあると判断した。さらに、補充的に、一般検索サービス市場に対する強い参入障壁の存在からも、市場支配的地位にあると認定した。

控訴院においても、90%のマーケットシェアを有することに鑑み、Google が関連市場である一般検索サービス市場において市場支配的地位にあるとの競争委員会の認定は正当であると判断した。

5 不当な取引条件を課したこと

(1) 不当な取引条件を課したこと

市場支配的地位の存在は、その地位にある企業からその固有の商業的利益を保持する権利を奪うものではないが、その支配的地位を強化しかつそれを濫用する目的を有する行為は認められない²¹。

市場支配的地位の濫用は、支配的地位にある企業の存在によって、競争の程度がすでに弱められている市場の構造に影響を与え、経済主体の取引による製品およびサービスにおいて通常の競争を行う手段とは異なる手段に訴えることにより、当該市場においていまだ存在している競争の程度の維持または当該競争の発展を妨げる効果を有する性質の、市場支配的地位にある企業の行為を対象とする。²²

不当な取引条件を課したと認定された例として、市場支配的地位にあると認定されたベルギーの著作権集中管理団体である SABAM が、その加入者に対して、目的の実現に不可欠でないとはいえない契約を課し、したがって、著作権の行使における加入者の自由を不正な方法で妨げたことについて、濫用行為を構成しうると判断された例がある。²³

(2) 競争委員会の判断

競争委員会は、Google が、出版者に対し、市場支配的地位の濫用と認められる不当な取引条件を課した疑いがあるとの結論を導いた。当該行為は、取引条件を課したことおよびその不当性が要件となる。

第 1 の要件である取引条件を課したことについては、法が交渉の可能性を与えたにもかかわらず、報酬に関する交渉の可能性を奪うという Google の一方的対応を、取引条件を課す行為と認定した。その前提として、競争委員会は、法の目的を、プラットフォームと報道出版者との間における価値の分配の再定義を協議によって行うことであり、法は、交渉を容易にするものであると位置づけている。

また、第2の要件である不当性について、競争委員会は、法の趣旨に反して、固定的に記事の複製に対するあらゆる報酬を無報酬としたことを不当とした。不当性を認めるにあたって、Google が、無償でコンテンツを再録している一方、そこから広告収入などの経済的利益を得ていることが問題視された。この点、Google は、報道出版者隣接権の解釈について、禁止権を創設したにすぎず、報酬を得る権利やライセンス契約の締結を課すものではないと反論した。しかし、競争委員会は、DSM 指令前文 55 項および 57 項が、報道出版者が適切な報酬を得ることができるようにとの期待を示しているものであること、また、法は、報道出版者のために、付加価値の分配を再定義することを目的とするものであることから、Google の反論を認めなかった。さらに、Google は、報道出版者のコンテンツを検索サービスにおいて表示することについて、記事の検索が少ないことや、それによる広告収入もほとんどないことから、経済的価値を生じないと反論したが、競争委員会は、Google が検索のリクエストに従って掲示される広告などにより、一方的に広告収入を得ていると認定した。

(3) 控訴院の判断

競争委員会の決定に対し、Google は不当な取引条件に該当しない理由として、極めて短い抜粋は 211-3-1 条により例外として認められていること、および法は報酬に対する権利を保証するものではないことの2点を挙げて、争った。

しかし、控訴院は、競争委員会の判断を支持し、Google の行為は不当な取引条件を課すことによる濫用行為に該当すると判断した。控訴院は、その前提として、法が報酬に対する権利を保証するものでないことを認め、さらに、スニペットによる極めて短い抜粋は原則として例外に該当しうることも認めた上で、なおも、Google の行為が不当な取引条件を課す行為に該当すると判断した。

控訴院は、その理由として、Google が、法の有用性を無効化して、報道出版者から法が与えた権利を奪ったもので、極めて短い抜粋に該当することによってもその行為を正当化できるものではないこと、指令前文 58 項において「情報社会サービスプロバイダによる報道出版物の大量の集約および使用を考慮すると、極めて短い抜粋の除外は、本指令に定める権利の有効性に影響を与えないように解釈されることが重要である」と強調されていることを挙げ、したがって、コンテンツの利用が例外に該当するかどうかという問題は、問題の事実が市場支配的地位の濫用行為を構成しうることを排除する性質を持つものではない、と判断した。

報道出版者隣接権の例外に該当する可能性のある利用であっても、不当な取引条件に該当するかどうかについては、別の観点から判断されるということになる。

6 因果関係

競争委員会は、問題となる行為が Google の支配的地位によって可能となるとし、支配的地位と濫用行為との因果関係を認めた。その理由として、Google の検索結果からもたら

されるトラフィックの重要性と、報道出版者にとって、それが不可欠であり、他で置き換えられるものではないことから、表示順位が落とされるおそれは、出版者にとって、トラフィックを失うこと、したがって収入を失うことと同義であり、報道出版者および報道通信社は、無償にされても、Google の表示方針に従うほかに選択の余地がない状況におかれていることを指摘した。

控訴院も、競争委員会を支持し、トラフィックの重要性や 90% のマーケットシェアに基づく不可欠性により、Google は、あらゆる競争上の圧力を乗り越え、交渉もないまま無償ライセンスに等しい条件を獲得できたと判断した。

7 反競争効果

競争委員会は、不当な取引条件を課したことを市場支配的地位の濫用行為と判断したことについて、2つの理由により反競争効果をもたらすと判断した。

1つは、Google の行為が、法に期待された効果を奪い、これにより報道出版者を害しうること、ひいては民主主義基盤の存続を害しうることである。もう一つは、市場において弱い立場にある Google の競争者が再録に対して報酬を支払うことになることにより、反競争的効果をもたらされることである。

控訴院においても、反競争効果を報道出版者との関係と競争者の関係の両面において捉えている。報道出版者との関係においては、報酬に関する交渉を奪うことにより、Google は、有償のライセンス付与の市場の発展を回避したと認定した。競争者との関係においては、Google の競争者は権利者と交渉に入ることを余儀なくされるため、Google の当該行為は、競争の正常な機能を歪曲しうると判断した。

第6 おわりに

1 著作権の観点から

報道出版者隣接権は、権利を主張できる相手方を情報社会サービスプロバイダに限定するという、一般の著作権および著作隣接権とは異なる特殊性を有する。これは、本来的に、競争法で対処すべき問題を、著作権法上、報道出版者に対しプラットフォーム者に対してのみ権利を主張できる特別な隣接権を与えるという方法で解決したことにより生じた特殊性と考えられる。

我が国の場合、検索結果の表示における使用に関しては、すでに、一定の範囲で例外に該当することが定められている（著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 1 号）。検索サービスにおける使用を例外とする規定は、平成 21 年改正により新設されたが（旧 47 条の 6）、その立法趣旨として、「具体的には、インターネット情報検索サービスにおいては、検索結果としてウェブサイトのタイトルや URL とともに、そのウェブサイト内の文章の数行程度（スニペット）を表示したり、小さなサイズに縮小された画像（サムネイル）を表示したりすることが慣行として行われていたところ、サービスの目的が著作物の提供自体ではなく、利用者

著作物の所在情報を提供することによってオリジナルのウェブサイトへと誘導すること（著作物の利用は、あくまでそれに付随するもの）であるとともに、同サービスのために必要な限度で行われる著作物の表示は軽微なものに留まることから、著作権者の利益に悪影響を及ぼさないと判断し、権利制限を行ったものであると考えられる」²⁴と解説され、旧 47 条の 6 は 47 条の 5 に引き継がれている。

DSM 指令およびフランスでは、報道出版者の記事を情報社会サービスプロバイダがオンラインで利用する行為を報道出版者隣接権の対象としたが、極めて短い抜粋については、例外と定めている。しかし、前文 58 項からすると、検索結果において表示するような利用行為は、「本指令に定める権利の有効性に影響を与えない」とはいえず、権利制限規定の定める利用態様を超えた利用として、報道出版者隣接権に抵触すると考えるのかどうか、現在のところ、明確であるとはいえない。しかし、競争法の適用にあたって、Google と報道出版者間において、ネットの記事利用から生じる経済的価値の分配に、報道出版者隣接権の導入が重要な役割を果たしたことは事実である。

2 対価還元の観点から

わが国においても、潜在的に、ネットの記事利用から生じる経済的な価値がプラットフォームと報道出版者との間において衡平に分配されているかどうかという問題が生じていると考えられるが、プラットフォームから情報開示がない以上、その検証すら困難となっているのが現状のようである。

わが国のように、検索サービスにおける使用を例外と認め、情報伝達の円滑を図る著作権法のあり方はそれ自体合理的と考えられる。しかし、経済的価値の偏在があるとするれば、著作権法とは別の視点から、是正の余地がありうる。フランスにおいて競争法も駆使した一連の法的紛争によって、報道出版者が Google からの譲歩を引き出した経緯には、注目すべきものがある。

【知的財産法典に追加された報道出版者隣接権部分の参考訳】

211-3-1 条 218-2 条による権利の受益者は、次の事項を禁止することはできない：

- 1 ハイパーリンク設定行為
- 2 報道出版物の個々の用語または極めて短い抜粋の使用。当該例外は、同 218-2 条による権利の効果を害しない。この効果は、極めて短い抜粋の使用が、それ自体報道出版物に置き換わる場合または読者がそれを参照にすることなく済ますことができる場合に、特に害される。

211-4 条V 報道出版者および報道通信社の財産権の期間は、報道出版物の最初の発行の年に続く暦年の 1 月 1 日から起算して 2 年とする。

218-1 条

I 本節にいう報道出版物とは、特に写真またはビデオグラムといった、他の著作物または保護対象物を含みうる、主に報道の性質の文学的著作物から構成される集合物であり、かつ、報道出版物の出版者または報道通信社の発意により、編集責任および管理の下で、あらゆる媒体上で、時事または他の公表される主題に関する情報を公衆に提供する目的で、単一の題号を有する定期刊行物または定期的にアップデートされる刊行物の中にあって一単位を構成する集合物をいう。

学術専門誌のように学術目的または大学の研究目的において発行される定期刊行物は、本定義に含まれない。

II 本節にいう報道通信社とは、自らの責任の下で、報道コンテンツを収集し、取扱い、まとめ上げることが主な活動である、報道通信社の規制に関する 1945 年 11 月 2 日オールドナンス 45-2646 号 1 条にいう企業すべてをいう。

III 本節にいう報道出版者とは、報道の法的体制の改革に関する 1986 年 8 月 1 日法律 86-897 号にいう、報道出版またはネット上の報道サービスを行う自然人又は法人をいう (218-1 条III)。

IV 本節は、欧州連合加盟国の領土内で設立された報道出版者および報道通信社に適用される。

218-2 条

報道出版者および報道通信社の許諾は、オンライン公衆伝達サービスによって、デジタル形式により、その報道出版物の全体または一部の、あらゆる複製または公衆伝達に先立ち、必要となる。

218-3 条

218-2 条に基づく報道出版者および報道通信社の権利は、譲渡されまたはライセンスの対象となり得る。

218-4 条

デジタル形式による報道出版物の複製および公衆伝達のために著作隣接権の資格によって負担される報酬は、直接または間接のあらゆる性質の利用収益を基礎とし、そうでなければ、特に、131-4 条に定める場合における総額評価による。

この報酬の額の決定は、次の要素を考慮する。報道出版者および報道通信社により行われた人的、物的および金銭的投資、政治的および一般的情報に対する報道出版物の寄与ならびにオンライン公衆伝達サービスによる報道出版物の利用量。

オンライン情報伝達サービスは、報道出版者および報道通信社に対し、そのユーザーによ

る報道出版物の利用に関する情報のすべての要素、ならびに本条 1 項に定める報酬およびその分配の透明性ある評価に必要な情報の他の要素を提供しなければならない。

218-5 条

I 労働法典 L7111-3 条ないし L7111-5 条にいう職業ジャーナリストまたは同等のジャーナリストおよび本法典 218-1 条にいう報道出版物において表示される著作物のその他の著作物は、218-4 条にいう報酬の適切かつ衡平な一部に対する権利を有する。この一部および関係する著作者間の分配方法は、請負契約によって、それがなくときは、労働法典 L2222-1 条にいう他のあらゆる労働協約によって定める条件において決定される。他の著作者については、この一部は、一方では、代表となる報道企業および報道通信社の職業団体と、他方では、著作者の職業団体または本部第 3 編第 2 章にいう集中管理団体との間において交渉される特別な合意により定められる。

II 報道通信社および報道出版者のための著作隣接権を創設する 2019 年 7 月 24 日法律第 2019-775 号の公布から算定して 6 か月の期限内に合意がない場合で、他の適用されうるあらゆる合意がない場合、請負の合意または本条 I にいう特別な合意の交渉当事者の一が、III に定める委員会に申し立てることができる。委員会は、合意に達するために、和解の解決を当事者とともに模索する。合意不成立が続く場合、委員会は I に定める適切な一部および関係当事者間においてその分配方法を定める。

III II を実施するため、国の代表者によって指揮され、その上、代表となる報道企業および報道通信社の職業団体の代表者が半数、ジャーナリストおよび I にいう他の著作者を代表する団体の代表者が半数から構成される委員会を創設する。国の代表者は、破毀院、国務院または会計検査院の構成員の中から、通信大臣のアレテによって任命される。

当事者間における和解の解決がない場合、委員会は、申立てのときから 4 か月の期限内に決定をする。

委員会の決定の介入は、関係する企業間において、新たな団体交渉が合意されることを妨げるものでない。この交渉から生じた団体合意は、労働法典 L2231-6 条に従って、行政当局への最も関わり合いのある当事者によってそれが寄託された後、委員会の決定に置き換わる。

IV 職業ジャーナリストまたは同等のジャーナリストおよび本条 I にいう他の著作者は、少なくとも 1 年に 1 回、適宜、電気通信の方法により、同 I の適用によりそれらに負担する報酬の適切かつ衡平な部分の算定方法に関する現在の関連性あるかつ完全な情報を受領する。

V 国務院のデクレは、本条の適用条件、特に、申立てと委員会の構成および方法、決定に対する司法救済の方法、ならびにその公告の方法を定める。

¹ <https://www.alliancepresse.fr/> 2018 年設立のフランスの全国紙・地方紙を代表する団体で、会員約 300 社

- 2 DIRECTIVE (EU) 2019/790 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC
翻訳 https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_I_index_02.html
- 3 LOI n° 2019-775 du 24 juillet 2019 tendant à créer un droit voisin au profit des agences de presse et des éditeurs de presse
- 4 Décision n° 20-MC-01 du 9 avril 2020 relative à des demandes de mesures conservatoires présentées par le Syndicat des éditeurs de la presse magazine, l'Alliance de la presse d'information générale e.a. et l'Agence France-Presse
- 5 <https://www.alliancepresse.fr/actualite/lalliance-et-google-france-signent-un-accord-relatif-a-utilisation-des-publications-de-presse-en-ligne/>
- 6 <http://www.lapressemagazine.fr/actualite/le-sepm-maintient-sa-plainte-lencontre-de-google-remuneration-juste-et-sans-discrimination>
- 7 <https://www.fnps.fr/2021/01/21/droit-voisin-des-editeurs-de-presse-laccord-signe-entre-certains-editeurs-et-google-nest-pas-conforme-a-lesprit-si-ce-nest-a-la-lettre-de-la-loi/>
- 8 2021 年 2 月 12 日ロイター記事
- 9 <https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiqués-de-presse/Accord-entre-l-Alliance-de-la-presse-d-information-generale-et-Google>
- 10 保全措置の決定書から引用
- 11 情報社会サービスに関する技術的規則または規定の分野における情報手続を定める 2015 年 9 月 9 日欧州議会および理事会指令(EU) 2015/1535(欧州連合官報法令 OJ L 241, 17.9.2015, p. 1)
- 12 指令 2.5 条により、2015 年 9 月 9 日指令 1.1 条を援用する。つまり、電気通信網により、遠隔的に、サービスの名宛人の個人的な求めにより、通常は対価と引換に提供されるサービスである。対価の概念も広く、直接的対価に加え、間接的対価、つまり、ユーザーに広告を表示することや個人情報により対価を得ることでよい。
- 13 情報社会指令においては、公衆に伝達する権利は、著作者に与えられ(同指令 3 条 1 項)、公衆に利用可能とする権利は、著作隣接権者と映画製作者に与えられる(同条 2 項) 建て付けとなっているが、フランスでは、両者を明確に区別していないのかもしれない。ただし、公衆に利用可能にする権利は、各自が個人的に選択した場所・時においてコンテンツを公衆に提供する行為と概念整理する見解もある(Caron)。
- 14 欧州司法裁判所 2016 年 9 月 8 日判決 GS Media 事件
- 15 前掲パリ控訴院判決 96 項
- 16 保全措置決定は数か条からなる。
第 1 条は、Google に対し、知的財産法典 218-4 条に定める方法に従って、そのサービスについて保護されるコンテンツの再録に対して支払われる報酬について、出版者らと誠実に交渉することを命じる。
第 2 条は、Google に対して、出版者らに対して、知的財産法典 218-4 条に定める情報を伝達することを命じる。
第 3 条は、Google に対して、出版者らによって保持されているパラメータに従って実施されている表示方法を維持することを命じ、また、Google に対し再録の同意を与えていないが、交渉に入ることを希望する出版者らに、交渉中出版者らが選択した方法に従って、そのサービスにおいて保護されるコンテンツを表示することに反対しないことを命じる。
第 4 条は、Google に対し、出版者らが交渉に入るよう要請してから、3 か月の期限内に交渉を行うことを命じる。
第 5 条は、Google に対し、交渉の存在および結果が、そのサービスにおいて Google によって再録する保護されるコンテンツのインデックス化、分類、表示いずれにも影響しないよう必要な措置を執ることを命じる。
第 6 条は、Google に対し、交渉が Google と出版者らとの間に存在する他の経済関係に影響のないようにする措置をとることを命じる。
第 7 条は、Google に対し、交渉開始から 4 週間以内に最初の報告書の提出を命じる。
(以下、略)
- 17 具体的には決定の第 1 条、第 3 条、第 5 条および第 6 条に対する不服
- 18 Est prohibée, dans les conditions prévues à l'article L. 420-1, l'exploitation abusive par une entreprise ou un groupe d'entreprises d'une position dominante sur le marché intérieur ou une partie substantielle de celui-ci. Ces abus peuvent notamment consister en refus de vente, en ventes liées ou en conditions de vente discriminatoires ainsi que dans la rupture de relations commerciales établies, au seul motif que le partenaire refuse de se soumettre à des conditions commerciales

injustifiées.

- ¹⁹ Hoffmann-La Roche 事件 : Judgment of the Court of 13 February 1979. - Hoffmann-La Roche & Co. AG v Commission of the European Communities. - Dominant position. - Case 85/76. 判決 38 項
United Brands 事件 : Judgment of the Court of 14 February 1978. - United Brands Company and United Brands Continentaal BV v Commission of the European Communities. - Chiquita Bananas. - Case 27/76. 判決 65 項
- ²⁰ AKZO 事件 Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 3 July 1991. - AKZO Chemie BV v Commission of the European Communities. - Article 86 - Eliminary practices of a dominant undertaking. - Case C-62/86. 判決 60 項
- ²¹ 前掲 United Brands 事件 判決 189 項
- ²² 前掲 Hoffmann-La Roche 事件 判決 91 項
- ²³ SABAM 事件 : Judgment of the Court of 30 January 1974. - Belgische Radio en Televisie v SV SABAM and NV Fonior. - Reference for a preliminary ruling: Rechtbank van eerste aanleg Brussel - Belgium. - BRT-I. - Case 127-73. 判決 15 項
- ²⁴ 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方 (著作権法第30条の4, 第47条の4及び第47条の5関係)」26頁